

議事日程第2号

平成27年6月2日（火曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問（1番～4番）

出席議員（10名）

議長 加藤保郎	1番 高山由行	2番 山口政治
3番 安藤雅子	5番 柳生千明	6番 山田儀雄
7番 伊崎公介	9番 大沢まり子	10番 岡本隆子
12番 谷口鈴男		

欠席議員（1名）

8番 植松康祐

欠 員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡邊公夫	副町長 瀬瀬久美
教育長 高木俊朗	総務部長 寺本公行
民生部長 山田徹	建設部長 伊左次一郎
企画調整 担当参事 葛西孝啓	教育参事兼 学校教育課長 田中秀典
総務防災課長 亀井孝年	企画課長 各務元規
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 可児英治	亜炭鉱廃坑 対策室長 鍵谷和宏
税務課長 若尾要司	住民環境課長 大鋸敏男
保険長寿課長 加藤暢彦	福祉課長 佐久間英明
農林課長 石原昭治	上下水道課長 須田和男
建設課長 筒井幹次	会計管理者 水野嘉博
生涯学習課長 若尾宗久	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 小木曾 昌 文

議会事務局書記 金子 文 仁

開議の宣告

議長（加藤保郎君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しています。これより本日の会議を開きます。

なお、植松康祐議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告いたします。

また、亜炭鉱廃坑対策室長、鍵谷和宏君より、他の公務で10時30分になりましたら退席したいとの申し出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

会議録署名議員の指名

議長（加藤保郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、7番 伊崎公介君、9番 大沢まり子さんの2名を指名します。

一般質問

議長（加藤保郎君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

なお、質問、答弁とも、簡潔・明瞭にされるようお願ひします。

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

6月に入りまして、季節も大変よろしくなってきました、本日は花フェスタで御嵩の日ということで、御嵩の方もたくさん行かれると思います。

みたけの森の我が町の宝のササユリの群生地も、ほぼ満開状態に近くなってまいりました。この議場の中におられる皆様にも、ぜひ足を運んでいただきたいと思っております。

議長のお許しをいただきましたので、私の任期中、最後の一般質問、1期目ですので16回目になりますが、よろしくお願ひします。

1年生議員として拙い質問ばかりの4年間ではございましたが、一般質問の機会が、議員としての与えられた最大の権利と思い、町民の代表として毎回行ってまいりましたが、最後も私の議員として大きなテーマである、御嵩町のにぎわいづくりの観光につきまして、お答えをい

たきます。

国の政策に関しましても、2000年に施行された地方分権一括法以来、地方自治体の住民による主体的な決定と責任において自治体運営を行っていくということであり、国や県に頼らざるを得ない財源依存の構図はあるものの、自分たちの町は自分たちでつくり上げていくという、全国的な流れになっております。

昨年9月には、政府内閣府において、まち・ひと・しごと創生本部を立ち上げ、安倍総理の号令のもと石破大臣を中心に、第5回となるまち・ひと・しごと創生本部の会合が4月に行われたようであります。いよいよ地方自治体の行政マンの力量が問われることになってまいりました。

今回は観光施策の質問に絞っておりますので、御嵩町の地方創生の質問は、5月12日に設置されました御嵩町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部の進捗を見守っていくとして、余談ではありますが、御嵩町の荻曾さんのほうにも、国のほうの岐阜県地方創生コンシェルジュということで活躍なさっていると伺っておりますので、またそれは楽しみにしておりますが、次に県のほうの観光施策をおさらいしておきます。

平成17年に古田肇知事がスタートしまして、岐阜県も前知事以上に観光には重点施策として特に力を入れていくということで、平成19年7月9日には、みんなでつくろう観光王国、飛騨・美濃条例が公布され、全国でも観光条例といたしましては6例目だったと思いますが、県民総力を挙げて誇りの持てるふるさとづくりに向け、観光産業発展と魅力ある岐阜県づくりを行ってきたところであります。その間には、岐阜県観光大使の任命、飛騨・美濃じまん運動の展開、岐阜県観光振興プランに沿った観光施策の実施等、強力に観光王国ぎふを目指して観光振興を図っております。

我が御嵩町においては、平成19年に御嵩町で生まれ育った現渡邊町長が誕生しまして、県の施策に沿って交通の要衝であった御嶽宿と伏見宿を、県の支援もいただきながら、駅前3施設の建設を初め、御嶽宿のにぎわいの創出や景観整備などを行っていただいているところであります。その間には、県の飛騨・美濃じまん運動の主要プロジェクトである岐阜の宝もの認定プロジェクトにおいて、延べ1,800件を超えるふるさと自慢の応募の中から、じまんの原石に選ばれ、明日の宝ものに上がり、平成24年度には、中山道ぎふ17宿として岐阜の宝ものに認定されております。国交省における手づくりふるさと賞や、第3回活力協働まちづくり推進団体表彰準グランプリを受賞したり、みたけ華ずしの会が、産業観光まちづくり大賞特別賞などを受賞しております。

かつての宿場としての繁栄、明治期からの東濃地域の中心的発展にはまだまだ及びませんが、県・町間の人事交流事業として3人の参事の方には、大きなまちづくりのアドバイスと知恵を

御嵩町にいただき、現葛西参事におかれましては、先ほど申しました岐阜県の政策に沿って、人事交流前にも岐阜県まちづくり支援チームとして、御嵩町に対していろいろと御支援いただいていたところでもあります。そのおかげさまもあり、少しずつではありますが、御嶽宿内にまだまだ点ではありますが、御嵩駅内の観光案内所、願興寺内のみたけ茶屋、駅前のみたけとんちゃん販売所のよってりやあみたけ、わいわい館、みたけ庵、みたけ華ずしさんとおもてなし拠点ができ、中山道を行き来する人も少しずつですがふえてまいりました。

昨年には、飛騨・美濃じまん海外戦略プロジェクトに渡邊町長みずから、葛西参事とともに御嵩町やみたけ華ずしのトップセールスをフランスで行ったのは、記憶に新しいところでもあります。

以上、国の地方創生や県の積極的な観光戦略を踏まえて質問いたしますが、我が町も町長選挙と町議選が控える今定例会においては、渡邊町長には御回答しにくいところもあろうかと思いますが、最後に少しかだけ観光に関しての所信を伺うとして、まず1点目、葛西参事にお伺いいたします。

前段でも申し上げましたように、参事は岐阜県まちづくり支援チームのときから御嵩町の宿場の再生や名産品の開発など、長きにわたり御嵩町にかかわってこられました。また、参事になられましてからも、休日にもかかわらず多くの御嵩町のイベントに参加をいただいております。御嵩町外に住んでおられる参事から見た観光振興の点で、現在、御嵩町では何が足りていて何が足りないか、どこがよくてどこが問題なのか、推し進めていくべき観光施策等、アドバイスのことがありますら、それも含めて参事の所信でよろしいので、御答弁をお願いいたします。

次に、総務部長にお伺いします。

本年、御嵩町は、町制60周年ということでいろいろな行事を27年度には計画されているようですし、もう既に60周年事業という冠をつけた事業も始まっております。60周年事業実行委員会も開催されているように伺っておりますが、まずその中で、御嵩町の観光振興にかかわる計画が発議・決定されておりますでしょうか。1点目の質問といたします。

2点目の質問として、実行委員会の方は、町長の本年度第1回定例会において、官民一体の実行委員会の立ち上げと申されておりますが、どのような方が委員になっておられますか。

3点目に、前段で申しました御嶽宿の景観修景等地域活性化委員会が主体となって行ってまいりましたが、60周年の実行委員会の方々にこの1年、終わってからも残っていただき、御嵩町の観光全体を議論できる会に活性化委員会とともに移行をさせていくことを提案したいと思います。いかがでしょうか。

活性化委員会のほうはまちづくり課、実行委員会のほうは企画課という、担当課が異なりま

すのはわかっておりますが、そこら辺は難しいかもわかりませんが、一考していただきたいと考えております。

次に4点目、平成26年度、国の補正予算におきまして、まち・ひと・しごと創生関連事業といたしまして、消費喚起・生活支援型交付金事業に2,900万、また地方創生先行型交付金事業に3,600万、第1回定例会において補正計上、繰越明許しまして、平成27年度事業として自治体としての経済の活性化に寄与し、少子・高齢化社会に対し、人口減少克服のビジョンを策定するものでありますが、その中に地域住民生活等緊急支援交付金を活用した観光プロモーションツール作成がありまして、業者委託をしまして、観光ソフトインフラ整備をするということですが、私も仕様書を読んでみましたが、大変よくできております。5月18日には委託事業者も選定されていると思いますが、私が心配しますのは、このような観光プロモーションツールの作成などは、どこの自治体も同じような成果品が出てこないかということです。仕様書にもあるように既存の枠にとらわれないアイデアによる提案とあるので、全く町民の方のかわりがなく作成していくのも斬新なものができるような気がしますが、各種まちづくり団体や御嵩町民の意見等、どのように取り入れていくのか。また、指導していくのかをお伺いします。

5点目は、このプロモーションツールが御嵩町の観光振興における指針といたしますか、この先、バイブルみたいなものになっていくのでしょうか、お伺いします。

総務部長には取りとめのない質問になってしまいましたが、5点ほどよろしく申し上げます。最後に、渡邊町長にお伺いします。

先ほども申し上げましたが、昨年古田知事と同行し、フランスへ御嵩町と華ずしのトップセールスということで行かれ、本年度も当初予算に東南アジアが観光客誘致のターゲットとして県のほうでも上がっておりますので、御嵩町でも予算措置してありますが、町長の考えておられる御嵩町への外国人観光客の誘致はどのようなもの、またどの程度のものを想定しておられるか、お伺いします。スケール的なことも含めてお答えいただきたいと思います。

近ごろでは、中山道を歩かれるハイカーの人も少しずつではありますがふえてきているようですし、先日もわいわい館でコーヒーを飲んでいましたら、オーストラリアから来ていた10人程度のグループが、中山道を歩くということでわいわい館に立ち寄っていき、帰りには、天井からつるしてあったミニこいのぼりを何匹か持って帰られました。つくられた方は、私たちがつくっているものが海を渡るということで大変喜んでおりましたが、その方たちの宿泊は細久手宿の大黒屋さんでしたので、御嵩町では宿泊施設は鬼岩しかないのです、どこかほかにもっとあったらいいなあと、自分ではそんな感じでしたが、そんな感じの2人とか5人とかの想定なのか、また観光バスで花フェスタや昭和村などを回ってこられた方々が、観光バスで乗

り入れ、願興寺や愚溪寺を見学して華ずしの体験、そして鬼岩への宿泊と、50人とか100人の規模なのか、町長はどのように考えておられますでしょうか、お伺いします。

以上、3人の方に質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（加藤保郎君）

企画調整担当参事 葛西孝啓君。

企画調整担当参事（葛西孝啓君）

高山議員より、御嵩町の観光振興について御質問がございました。

私のことですが、議員から御説明をいただきましたが、県の中濃振興局、現在は可茂県事務所になっておりますが、そのころの観光振興のころより御嵩町の地域づくりに取り組んでいる皆様と地域の活性化についての議論の場に入れていただいたり、あるいは地域での活動やイベントに参加させていただくなど、勉強させていただいているところでございます。この場をおかりしまして感謝申し上げるところでございます。

御嵩町の地域の皆さんとかかわってきて5年目を迎えるわけなんですけれども、この間に県のプロジェクトでは岐阜の宝ものに認定されるまでになり、また国においてもさまざまな賞を受賞するなど、目覚ましい活躍を目の当たりにでき、貴重な体験をさせていただいていると感じているところでございます。

御嵩町の地域の皆様の活躍の特徴は、手づくりで活動されていることになるのではないかと感じているところでございます。それは御嵩ならではの取り組みとも言えるのですが、無理のない範囲、ともすれば少しだけ背伸びをする範囲での活動であり、それゆえに長く継続してできていることによるのではないかと考えているところでございます。今や岐阜県の観光政策や地域振興政策に御嵩町の地域づくりの皆さんは欠かせない存在になっています。先ほども議員から御紹介がありましたが、ただいま花フェスタ記念公園で開催されております「花フェスタ2015ぎふ」においても、御嵩町の皆様が連日活躍されているところでございます。本日は御嵩町の日として、午後からプリンセス雅ホールで御嵩町民の皆さんが活躍される予定でございます。

御嵩の地域の皆様とお話をさせていただきますと、最近は、さらなる活動に向けてどうしたらいいのかという言葉聞くことが多くなりました。今でも十分に活躍されているのに、次のステップを考えておられまして、その姿勢、その向上心にすごさを感じているところでございます。

アイデアを出すこと、知恵を出すことはなかなか難しい取り組みだと思っています。しかしながら、ちょっとしたきっかけでアイデアが出ることもあります。昨年度、県の観光施策でフランス・コルマルの海外での観光展に参加したり、あるいは県の名古屋でのアンテナショッ

プでのイベントや、県庁、これは農業フェスティバル等に参加する中で、御嵩町外の地域づくりに頑張っている団体との交流する機会がふえてきたところでございます。

そのような同じ活動をする方々、あるいは団体同士で顔の見える、またいろんな話ができるという交流ができますと、みずからの活動に対して新たな魅力を再発見したり、今後の活動の新たな方向が見えてきたりするという場面がございました。御嵩町内に軸足を置きながら町外の地域づくりに頑張っている方々や、団体との交流を広げていけるといいのではないかと考えているところでございます。

アイデアを出していく作業は、私どもにとっても、今、地方創生という国の政策の中で、地域が、そして私ども地方自治体がアイデアを出して国の政策をリードしていくという取り組みにおいても、一番の根幹をなすところでございます。御嵩町を元気にするにも、いま一度地域の皆さんと一緒にアイデアを絞りながら取り組んでいきたいと考えています。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、葛西参事に引き続き答弁させていただきます。

御嵩町は、平成27年2月1日に町制施行60周年を迎えました。伏見にこにこ館のオープニングセレモニーを皮切りに、5月24日には、役場を会場として全国育樹祭、100年の森づくりリレー、いきいき健康まつり、こどもまつり、福祉まつりの4つのイベントを集約して、60周年の祝賀を町民と一緒に感じることができるよう、演出をして実施したところであります。

今後もみたけの森ささゆりまつり、よつてりゃあみたけなど、各実行委員会の知恵と協力をいただき、官民連携で60周年の節目の1年を盛大に盛り上げていきたいと考えています。

それでは、御嵩町の観光について、高山議員の御質問にお答えいたします。

私に対する質問は5点。

まず1点目、町制60周年事業実行委員会において、観光振興にかかわる計画はあるか。次に2点目、実行委員会のメンバー構成はについて、あわせて答弁いたします。

御嵩町町制施行60周年事業実行委員会は、住民と行政が一体となって記念事業を進める上で、貴重な助言をいただくことなどを目的に、民間代表と行政代表から成る委員会であります。

具体的なメンバーは、民間代表として商工会、観光協会、婦人団体協議会など、町内で活躍される団体の代表者8名、行政からはまちづくり課など60周年の主要なイベントを所管する課の係長クラス6名、合計14名で構成されております。

本年3月に第1回実行委員会を開催しました。その会議において60周年事業のキャッチコピー「夢見たければ御嵩」、さらに基本コンセプト、ロゴマークを選定するとともに、民間事業

の活用や具体的なイベント提案などの活発な議論を経て、1年にわたる記念事業計画の概要を決定いたしました。

高山議員御質問の観光振興に直接的にかかわる新たな事業計画の発議、決定はございませんでした。しかしながら、例年開催しているイベントについても、実行委員会など皆で知恵を絞り、その内容をバージョンアップすることで記念事業にふさわしいものにする事で、各委員の思いは一致しています。御嵩町の主要イベントでありますささゆりまつり、よつてりゃあみたけ、中山道ウオークなどは、御嵩町の観光資源であるササユリの群生地、御嶽宿の町並み、中山道の史跡の数々を名古屋圏の皆さんに御嵩町を知っていただく重要な観光イベントと位置づけています。今後は御嵩町の観光PRを積極的に行いたいと考えております。

以前も実施していました名古屋市中日ビル内にあります岐阜県観光連盟、飛騨・美濃観光名古屋センターの協力も得て、御嵩町の魅力を知っていただくため、名古屋でのPR活動を展開することも一つの手法と考えております。

3点目、みたけ地域活性化委員会、60周年事業実行委員会を統合、新たに御嵩町観光施策全般を議論できる協議会の立ち上げの御提案について述べさせていただきます。

60周年事業実行委員会に所属する団体、また高山議員も所属されております地域活性化委員会、それぞれのメンバーは、皆この御嵩町を元気にしたいとの思いは同じであります。それぞれの立場で、またさまざまな形で、今後も町の活性化に御協力いただけるものと確信しております。

今年度、御嵩町版総合戦略を策定し、地域活性化のため向こう5年間の事業を展開していきます。地方創生の重要事業の一つである御嵩町の観光施策も大きな転換点を迎えています。したがって、60周年実行委員会、地域活性化委員会に限定することなく、御嵩町観光協会などほかの団体も含め、幅広い町民の参画を得て、活発な議論ができる協議会の設立など、今後検討していきたいと考えております。

4点目の質問。観光プロモーションツールを作成するに当たり、各種まちづくり団体、町民などからの意見をどのように反映していくのかについてお答えいたします。

まず今回の御嵩町観光プロモーションツール作成委託業務の目的について御説明いたします。

観光客の誘客には、地域の自然景観や史跡、温泉地、観光施設、地域における着地型旅行商品などの魅力を広く発信することが有効であります。特に観光客に好まれる観光資源は、地域や国、性別、家族構成などによって違いがあることから、各地域、国で実施するプロモーション活動に合わせ、旅行者の趣味、嗜好を直接聞くことは、今後のターゲット戦略にも効果的であります。また、海外からの訪問者の増加は、国内に新たな需要と交流をもたらす、経済活動を活発化し、社会ににぎわいをもたらします。外国人旅行者だけでなく、国内観光客は宿泊で

あれ、日帰りであれ、観光客の消費活動等を通じて新たな需要、新しい商品、サービス開発のきっかけ、地域資源の見直し、気づきを生み出し、地域社会を元気づけます。そのために今回、観光PR映像、観光パンフレット、観光紹介ホームページ、3点のツールを作成するわけであり、全て英語対応とし、海外へも発信できるものとします。既にプロポーザル審査を経て業者を決定し、契約を締結しております。

受託業者の提案書にもありますが、地方観光のキーワードは人です。御嵩観光の強みは、本物志向で体験型、テーマ性の高い観光を個人に対して丁寧に供給できること。つまり、人の手間をかけて丁寧にお届けする観光であると考えます。「一手間かける御嵩旅」、これを今回、観光プロモーションの新たなテーマに掲げております。

このテーマのもと、実施方針の1つに御嵩観光を支える人づくり、プレーヤーの発掘と連携を掲げていることから、当然観光協会、宿泊施設や観光施設などの関係者等と連携し、さらに必要に応じ町内の団体、例えばみたけ華ずし、みたけとんちゃん発展会など、町内で活躍している団体の意見も聞きながら、観光プロモーションツールを作成したいと考えております。

最後、5点目。今後、このプロモーションツールが観光振興の指針になり得るのか。

プロモーションツールは、今後御嵩町の観光戦略として非常に重要なツールであります。しかし、あくまでツール（道具）であり、それをいかにして使うか、人次第でその効果が発揮されると考えております。したがって、観光振興策の指針は本年度策定します、御嵩町版総合戦略、第5次総合計画に盛り込んでいくこととなります。

最後に、平成27年度は地方創生元年であるとともに、御嵩町合併60周年の節目の年でもあります。60周年事業を官民挙げて取り組み、成功させることが、御嵩町における地方創生の出発点であると考えております。

以上で答弁を終わらせていただきます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

4年間、16回の一般質問の機会を1回も逃すことなく質問されてこられました。最適の人間が最良の仕事をするというのが役割を果たすということだそうです。私もそう意識しながら、高山議員も4年間、そうした思いを持って努めてこられたと、敬意を表するものであります。内容についてもブラッシュアップをどうしていくのかという類いの質問をほとんどされてこられたということは、大変行政としても力強く受けとめることができた感謝申し上げたいと思います。

きょうは官僚の卵といますか、ひなたちが3羽、傍聴に来てくれております。地方議会がこんなものだということを、どういうふうに思っておられるのかわかりませんが、我々は我々の方針・方式で、しっかりと一般質問に対応していきたいと思っております。

私と知事とがいろんな事業でもうまくいっているということの評価されることがあるんですけど、共通項というものを考えてみますと、私も知事も大型のものを何か新しくつくって、それで活性化ということではないという考え方をしているということでもあります。むしろ今あるものをどのように磨き上げていくのかということを考えていくことが本来の仕事であろうと。そこに価値観を見出しているというのが共通項であるのかなということを感じています。

私、商工会青年部の時代に中山道宿場会議というものを立ち上げて、江戸日本橋から京まで69次の中山道の宿場町の商工会の青年たちが一堂に会して宿場会議というものを仕掛け、そして実施をしました。そんな中で、やはり行政も刺激を受けたんだろうと思いますけれど、岐阜県内では大評定というものが行われるようになりました。17宿あるわけでありまして、この17宿に関係した首長が一堂に会して、岐阜県の中で大評定という会議というわけでもございませぬけれど、一堂に会しての中山道をどうしていくのかということをお願いしていったと。

私が町長に就任した直後に、その当番が御嵩町に来ました。ぜひ願興寺の回廊でやりたいということをお願いしまして、あんなオープンなところでやらせていただいたんですけど、直後でありましたけれど、私も中山道への思いは非常に強いものがありましたので、岐阜県が主導して17宿に関連性の持たせた位置づけをしてほしいということ、その際に提案をしました。1年に1回、首長が集まるだけで、中山道が活性化していくとは思えないということを感じておりましたので、正直に言わせていただきました。そうした言葉が伝わったのかどうかはわかりませんが、もうその年の秋ぐらいから、県の力もかりまして中山道17宿、同じような看板を上げるような形になってきたと記憶をしております。そういう点では、それ以降、御嵩町においても御嶽宿のブラッシュアップというのはかなり進んだと考えております。

国や県が頑張っている地方自治体、市町村に対して、何とかしてやろうという気持ちになっていただける、その一番の熱意、発想を持つことが地方創生ということであるとしたなら、御嵩町はもう中山道については、その時点から取り組みを始めているということでもありますので、何も昨年の選挙で地方創生という言葉が使われたので、地方創生を慌てて取り組むぞということではないと思っております。もともと口をあいていても何も落ちてはこない、そういう時代が来るんだと、私も町長になってから言い続けてきましたので、取り組みは、御嵩町は先頭集団に今のところは、いることができているというふうに感じております。

ただ、観光ということをとってみますと、御嵩町にとっての観光は、まだ端緒についたばかりという位置づけであると思っております。気づいたことが多く出てきたというのが、これま

で取り組んできて大変満足できることになっているんですけど、ただ気づいたばかりということばかりです。

例えば観光の概念の変化にやっと気づいてきたと。また、観光のあり方の個性というものがあるということに気づいてきました。日本人と外国人の観光へのニーズに違いがあるということ、これにもやっと気づいてきた。欧米人とアジア人との観光での楽しみ方の違いがおぼろげに見えてきた、気づいた。また、初訪日と複数回日本を訪れている方とはまた観光に求めるものが違ってきていると。これはターゲットにどうしていくかということにつながっていくかと思いますが、その違いもやはりあるんだということに気がついてきたということになります。また、外国人が来町すること、またフランスの話も出ましたけれど、日本人や自治体が外国で行動することで、外国人のみならず、日本人が注目することにもやはり気づいたという次元であります。まだ、今それに気づいたばかりと言えますので、それらを整理していくことが、これからの次の段階と言えます。

1つ事例を挙げますと、御嵩町の華ずしのPRをフランスで行ったことによって、それをインターネットで知った東京在住の川辺町出身の方がお見えになりました。御嵩と聞いて大変懐かしかったということで、その華ずしを見て存在を知ったと。その存在を世田谷区成城にある懐石料理、一宮庵という料理屋さんがあるんです。大変高級な店らしいですけど、そこに紹介をされ、その御主人が大変気に入られたということでメニューに加えると、これに取り組んでいくということになったそうであります。

御嵩から即つくり方の講習に行かれまして、相手はプロですからすぐ覚えられるということもあるんですけど、きれいなものをおつくりになるようになったと。自称なのかどうなのかはわかりませんが、華ずしの東京支部として、今講習会や、またお客さんにも提供できるように、そうした活動が始まっていると報告を受けております。その講習会やイベント等で銀座デビューも先日果たしたと報告を受けております。

こうした御縁を大切に、観光にどうつなげていくかということも大変大切なことだと思いますので、その点を生かせるようにしていきたいというふうに思います。これからいろんな情報の交換をしながら御嵩へ来ていただく、また、我々も東京へ行くというようなことでのおつき合いをしていけたら、新たなものがまた発掘できるのではないかと考えております。

質問にございました観光バスでの大量なお客さんに対応するのか、小グループでの誘客をするのかということでありましたけど、両方をやはりイメージしております。ただし、当然大規模の旅行者に提案するべきものというのは、それなりのものになってくるでしょうし、少人数の方々に提案するものは、提供するものが違って来るだろうと思います。

高山議員のおっしゃったように小グループでの宿泊というのは、今、瑞浪市の黒屋さんと

ということが、非常に外国人にも受けがいいと言われております。毎日満員だというような話も聞いておりますけれど、考えてみますと、小グループの方々は、欧米人というのは1カ月近い休みをとってでも来られる方がありますので、一日、二日、ゆったりと歩いてもいいというような、そんな観光客が多いように見受けますので、そういう方をどう取り入れていくかと。そういう方の価値観というのは、高級志向よりも、やはり日本の従来の方式を好まれるということもありますので、ベッドが置いてあってもわざわざ下に布団を敷いて寝られるというような方もお見えになるそうですので、そういった対応をしていけばいいんじゃないのかなと。むしろそれが喜ばれるのではないのかなと思います。そういう可能性からいけば、御嵩町にも可能性があるとと思っています。

これは願興寺の経営にもかかわることではありますが、本堂裏に建物があるわけですが、そこで手を加えた上で宿泊ができるようになれば、利用する方が必ず出てくるんじゃないか。かつての中山道では、町人の余り経済的に豊かではない方々は、願興寺の回廊で寝られたという話ですので、それが許されるのであれば、多分飛びついてくる外国人もお見えになると思いますので、我々がどういう提案をして対応するかということは、大切ではないのかなと考えております。

可能性としては、柏屋さんの裏あたりにそういうものをつくってみるとか、華ずしの2階にそういう利用の仕方ができるような改造を加えるとかも可能性はあると思いますし、食事などはみたけ庵などが対応していただければいいかなと思います。

あとバスの観光等、50人、100人の単位になった場合には、やはり御嵩町内では宿泊は無理になってきます。御嵩町内という限定したもので言えば、鬼岩ぐらいしかないということになってきますので、当然選択肢としては、鬼岩での旅館ということになってくると思いますが、これも御嵩の活性化においては、我々の子供のころの鬼岩を思い起こすと、高山議員も記憶にあると思いますけれど、もっと活発なお店さんが多かったですし、観光客は春になると大変多く訪れたという記憶があります。そうした復活ができれば、なおいいのかなと思っていますので、可能性は模索していきたいと考えております。

御嵩町の地方創生の1つに、当然観光施策というものは入ってきます。可能性をどこまで追求していくのかと。何の事業をやるにしても、ある程度の覚悟をしなければいけないということでもあります。総務部長のほうから人という話が出ましたけれど、人プラス、やはり経費もかけなきゃいけない部分が出てきますので、そうした覚悟を持って観光施策に当たらなければいけないと、このように思っております。

岐阜県知事が観光を基本にかなり積極的に活動してみえます。政府の外国人誘客が2020年で2,000万人ぐらい目指しているものが3,000万人というような数字が出てきておりますので、観

光立国を目指すという日本において、御嵩町はその一部に位置づけられるような存在になっていかなければいけないというのが今の私の思いであります。実現できるかは流動的ではありませんけれど、前向きに、せっかくフランスへ行ったわけですので、また予算上、海外戦略も経費としては組んであるわけですので、それを有効に使い、その上で外国人観光客等を誘致することによって、逆に日本人観光客の誘致につながればと考えておりますので、これからの知恵の出し合いになってくるかと思えます。高山議員にもその点をよろしく願いまして、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

〔1番議員挙手〕

議長（加藤保郎君）

1番 高山由行君。

1番（高山由行君）

実のある御答弁、ありがとうございました。

いろいろなお答えで前向きな答弁だと思いましたが、再質問はいたしません、期待するところは、これからは部長が言いましたように、人づくりというものが、私も全てに協働のまちづくりということで絡んできますので、人づくりが急務ということで、そこら辺をもう少し、一度真剣に考えていただきまして、先ほどの60周年の実行委員会の方は、ほぼ活性化委員会と同じような方になっておられるということで、そこも問題かなあとは思いますが、もう一度、私たちも協力して人づくりに関して考え直して、またつくり上げていくということをお願いしまして、私の最後の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、高山由行君の一般質問を終わります。

続きまして、10番 岡本隆子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10番（岡本隆子君）

今定例会で、今任期の最後の一般質問となりますので、しっかり最後までやり遂げたいと思います。

それでは、お許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

御嵩町の自然環境保全についてでございます。

御嵩町では、平成14年3月に町の環境憲法とも言うべき御嵩町環境基本条例が制定されました。その条例の前文では、地球環境破壊の世紀から地球環境保護の世紀へ、時代の転換点に当たり御嵩町では、町の特性である自然と人間の資源を生かしつつ、先人たちから受け継いだ豊かな環境を後世の人たちに引き継いでいくよう努めなければなりませんと述べられています。

環境基本条例の中で、町の責務として、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図ることを掲げています。その一環として、町内の植物や水生生物調査が行われ、御嵩町版レッドデータブックが作成されました。そして御嵩町希少野生生物保護条例が制定され、人為的に保護の必要性の高い種については、保護施策を展開していくこととなっています。いま一度、環境基本条例の精神に立ち返り質問をさせていただきます。

本町では、環境基本条例の第8条、町の事業の策定に当たっての配慮で、町は環境への負荷を少なくするため、町が行う事務事業全般において「環境基本計画にのっとり、環境の保全と創造について優先的に配慮します」とあります。また、御嵩町の公共事業における環境配慮指針におきましては、町の公共事業全般に環境の保全と創造について優先的な配慮を行うことを決め、生物環境アドバイザーが設置されています。町の発注の工事に対しては、このアドバイザー制度によりレッドデータを調べて保護しなければならないとされています。

今や御嵩町は環境モデル都市として環境政策にさらに力を入れているわけですが、自然環境の保全についてはいかがでしょうか。当町の自然環境保全施策について幾つか質問をし、そしてまた提案もさせていただきます。

1点目でございますけれども、みたけの森の湿原の木道工事についてでございます。

みたけの森では、平成26年度に県の環境税を使って木道が整備されました。この木道は、少し見識のある人が見れば目を疑うような工事が施されています。

1つ目の質問です。町として、この木道についてはどういう見解を持っていらっしゃいますか。

いただいた資料によれば、この木道工事の前、平成25年にみたけの森の湿原地保全について、生物環境アドバイザーに助言・提言を求めています。助言を求めた内容は、湿原地の陸地化の改善、保全方法や作業内容、湿原周辺の伐採に対する環境影響、樹木の伐採による環境影響、八つ橋撤去による環境影響、撤去方法や撤去しない方法。4つ目として、今後の湿原地保全のあり方や将来像の4項目でございます。

そこで質問ですが、2点目ですが、湿原の保全は特に注意が求められるものであり、助言の前の調査は基本であると考えますが、アドバイザーによる事前の調査はなされたのでしょうか。

3点目ですが、木道工事についての助言が求められていません。この理由をお聞かせください。

担当者意見欄には、みたけの森の湿原地は、県下でも希少な湿原地として保全すべき湿原地であるという認識のもと、保全については、他市町村が管理する湿原地の視察、専門員などの意見を聞きながら対処していきたいと述べられています。

そこで4点目の質問ですが、他市町村が管理する湿原地に視察に行かれましたか。

5点目、専門家の意見は聞きましたか。

6点目ですが、今後の木道の工事はどのようにされますか。

以上、御答弁をお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

では、岡本議員の御質問、みたけの森の湿原の木道工事についてにお答えさせていただきます。

初めに、生活環境保全林みたけの森は、治山事業の一環として森林を造成するため、荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木を植えるほか、歩道や利用施設などを整備し、町民の皆さんの保健休養や自然観察の場として御利用いただくことを目的とし、面積70ヘクタールで昭和58年5月に開設された、いわば人工林であります。

開設以来、さまざまな施設修繕を実施しながら既に32年が経過しており、日常の管理業務の中では、修繕に耐えられない施設も多くなってきているのが現状であります。この中でも、みたけの森にあります湿原につきましては、自然に存在する湿原として岩の沢湿原と高原湿原がありますが、木道施設が経年劣化により朽ちている現状にあり、御利用いただく皆様の安全が確保できないことから、いたし方なく岩の沢湿原は立入禁止とし、高原湿原は来場者が近づきやすい林道や遊歩道沿いにあることから、さらに安全確保のため、湿原内の木道を撤去いたしております。

さきに申しましたとおり、みたけの森は生活環境保全林としての目的の1つである自然観察、いわば環境学習の場として児童や生徒を初め、多くの方々の御利用ができなくなったことに加え、環境モデル都市御嵩に指定された本町にとっては、絶好の教育の場を失った状況にあると言えます。

みたけの森は、この季節になりますとササユリが咲き誇り、町外からも多くの方々に御来場をいただいておりますことは、議員も御承知のとおりであります。御嵩町の顔となる施設の一つであることから、平成25年度より高原湿原の木道施設更新を計画し、平成26年度には、岐阜県の森林環境税を活用した里山林整備事業として、岐阜県からの補助金を財源に当初予算を計上し、木道幅60センチメートル、延長22メートル、工事請負費475万8,480円にて整備に着手いたしました。

今回の御質問は、この整備工事が御嵩町環境基本条例の制定趣旨である自然環境保護の観点からどうであったかということであると認識いたしております。

まず1点目の御質問は、町として、この木道についてはどのような見解かであります。

生活環境保全林として大人から子供までの幅広い方々の環境学習の場として御利用いただくため、木道としての最低限の安全確保を優先し、擬木と木材を使用した木道の施工方法は、劣化に強く、長く御利用いただけるものとしての工法選択であったと認識しております。しかし、基礎に使用したコンクリート製品につきましては、その製品や規模、また施工方法につきましては、この場所での自然環境や景観への配慮に欠けたものと言わざるを得ないとの認識に至っております。

次に、2点目の御質問、湿原の保全は特に注意が求められるものであり、助言の前の調査は基本であるとの考えから、環境アドバイザーによる事前の調査はされたかであります。

計画段階である平成25年4月18日付にて、御嵩町環境アドバイザー要請書を提出し、湿原保全のための方法と作業内容のほか、維持作業のため湿原地周辺の不要物除去作業に伴う環境影響調査、そして将来に向け、木道撤去に対する環境影響調査、陸地化の進行防止についての4つの懸念に対する助言・提言をお願いし、同年9月10日付にて助言と提言に対する担当課の回答を送付しております。

次に、3点目の御質問、木道工事についての助言が求められていません。なぜですかにつきましては、整備工事の内容を提示し、詳細な説明をすべきでありましたが、未実施であり、配慮に欠けたものと言わざるを得ません。

次に、4点目の御質問、他市町村が管理する湿原に視察に行かれたかにつきましては、平成25年9月4日、みたけの森クラブの方々15名、担当課職員2名にて、愛知県武豊町の愛知県自然環境保全地域に指定されている壱町田湿地へ視察を実施いたしております。こちらでは全てが擬木施設でありました。

次に、5点目の御質問、専門家の意見を聞きましたかにつきましては、平成25年3月6日に岐阜大学地域科学部農学博士の肥後教授に前沢湿原の保全にあわせて、みたけの森の2つの湿原についての助言を求めています。ここでは、みたけの森の湿原は、広く公開し、皆で保全をしていくという方向性でよいとの助言を受けております。

次に、6点目の御質問、今後の木道工事はどのようにされますかにつきましては、当初計画どおり、清流の国ぎふ森林環境税による補助金を財源に、残りの100メートルほどを4から5年ほどかけて更新整備を実施し、広く皆さんの環境学習の場として御提供できる安全で価値のある施設整備を進める所存です。

ただし、他の公共工事と同様、自然環境の保全を念頭に置き、施工済み箇所の補完を含めて、今回のような配慮不足とならないよう、専門家や御嵩町環境アドバイザーの皆さんにも御指導や御助言を求めるとともに、御嵩町の財産であるみたけの森をどう保全し、活用していくのか

の知恵を出していただくようお願いしていく所存ですので、岡本議員にも知恵の部分で御協力をいただきますよう、お願いいたします。以上であります。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

配慮に欠けたところがあったという御答弁でしたけれども、例えば木道の件ですが、これ、前と位置がずれているんですね。前と同じところに木道を設置しているのではなくて、少し位置がずれている。そういうときに、前と同じじゃないので、やっぱり湿原に負荷をすごく与えることになるので、そういうときにも環境アドバイザーの事前の調査が必要であるわけです。そういったことについてももしっかり認識を持っていただいて、その配慮が欠けたとか、今後はこうしていくとかということだけではなくて、本当に根本的なところでしっかり勉強していただいた上で、アドバイザーにも意見を求めていただけるようお願いをしたいと思います。その点についてはいかがでしょうか、一度確認をしておきます。

議長（加藤保郎君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

今、議員の確認のありましたことについて、お答えしたいと思います。

当然、環境アドバイザーとか専門家の方々に位置についても、過去のものでありますので、ちょっと私、どこの部分かわからないのですが、過去の記録も含めて設置位置を決めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

事業者の行う事業での希少種の保護についてでございます。

町有林につきましては、現在、森林信託制度により作業道がつけられて作業が進められています。アドバイザーの話によれば、作業道の設置により町の貴重な生物が失われているということをお聞きしております。事前に相談をされれば移植するとか、種を取っておく等、救える

手段もあるわけです。

環境基本条例の第10条、環境影響評価の推進では、町は事業者が行う土地の形状の変更、工作物の新設、その他これらに類する事業のうち、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を指定し、事業者みずから環境影響評価を行わせることができますとあるように、御嵩町の事業に対して以上のような規定があります。また、希少生物保護条例により、希少種については、町は積極的な保護策をとらなければなりません。

森林組合が行う作業道に関しても、事前にアドバイザーの助言を求め、希少種があれば対応すべきだと考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

議長（加藤保郎君）

建設部長 伊左次一郎君。

建設部長（伊左次一郎君）

岡本議員の御質問、事業者の行う事業での希少種の保護について、答弁をさせていただきます。

御存じのとおり、御嵩町では平成24年度から森林経営信託制度による事業を進めています。この概要は、可茂森林組合と契約し、御嵩町御嵩字北山の47筆の町有林を信託し、全体計画として200ヘクタールほどの整備を進めるものです。ここでは事業者である可茂森林組合が御嵩町環境基本条例による環境側面に配慮し、希少種の保護に努めているのか、また町はこれに関与しているのかということと認識いたします。

御質問の森林組合が行う作業道に関しても、事前にアドバイザーの助言を求め、希少種があれば対応すべきだと考えますが、いかがでしょうかであります。

御嵩町の森づくりは、さまざまな立場の方々から意見を求め集約するため、御嵩町森林管理委員会設置要綱を定め、第3条にこの組織を規定し、可茂農林事務所を初め、森林所有者から事業者までの関係者で整備計画、信託制度、集約化推進などの森林再生に向けての協議並びに意見交換の場を設け、現在では信託登記が完了し、本格的な業務が進められていることから、本委員会設置要綱第7条第4項の規定に基づき、専門的な助言をいただく場として、森林経営信託専門部会を立ち上げ、この中で御嵩町環境アドバイザーの2名に有識者として加わっていただき、信託による環境側面に対する貴重な助言をいただいております。森林所有者である本町もこの組織員であり、その内容を事業者と共有し、希少種が存在すれば御助言や御指導に対応する体制を整えております。

最近の専門部会は平成27年2月26日に開催し、平成26年度の事業実績見込みや本年度の事業計画を提示し、環境アドバイザーの方からは、計画区域となっている現地を確認し、影響がある場合は報告しますとの発言をいただいております。また、有識者、いわば専門家の御意見に

は、間伐の実施に伴い林内に受光が入り、良好な状況となっており、植物等への影響はなく、引き続き見守りたい。さらに植物は種子が条件の整った場所で発芽していくので気をつけることはないが、レッドデータブックに掲載されていると注意する必要がある。

これらの御意見は、森林整備が環境面においても好循環をもたらしていることを意味し、人の手が入らなくなり荒廃していく森林と、他の強い植物によって希少種が絶滅することもあることを懸念したものと受け取っています。

希少種の保護は、森林整備によって成り立ち、人間は森林の恩恵を受けるためには、林道整備が必要不可欠であります。つまり、森林整備の有効度はかなり高いと言えます。今後も森林経営信託事業を進めるに当たり、御嵩町環境基本条例の趣旨を尊重し、御嵩町森林管理委員会の中で御嵩町環境アドバイザーの皆さんと協議し、希少種保護と森林再生についての知恵を出していただくようお願いしてまいります。以上であります。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

町内の希少種の保護策についてでございます。

町内には、シデコブシ、ハナノキ等、希少種がたくさんございますけれども、そういったシデコブシやハナノキ、それからミカワバイケイソウ等、そういう希少種がある自治体の多くは、どこの自治体でも何なりかの保護策をとっています。

土岐市ではシデコブシ群生地、多治見市でも広大なシデコブシ群生地、瑞浪市ではハナノキ、ヒトツバタゴが天然記念物指定をされています。可児市ではヒトツバタゴの群生地が市の天然記念物に指定され、100株ものミカワバイケイソウの群生地も天然記念物として保護策がとられているということでございます。御嵩町は、そのような貴重なものがたくさんあるにもかかわらず保護策が弱いのではないのかと思います。

現在、御嵩町では、名木に立派な木が指定をされていますが、ほかには町の天然記念物に指定されている木は1本ありますし、それから鬼岩が国の天然記念物として指定されています。名木一本一本の指定も大切です。しかし、群生しているようなものは生態系をも守るという保護策をとらないと絶えてしまうというおそれがあります。そして何よりも、その地にずうっと自生をしているということがとても貴重なことであります。

森林フォーラムで、町長が、「ここだけは残したいというところは守る」ということをおっ

しゃっていました。私もそう思います。どこもかしこも開発はだめということではなく、ここしかないというところは、生態系として保護すべきではないでしょうか。

また、保護策といっても何かに指定して終わり、どこかの課だけが取り組むというのではなく、町全体の環境施策としてまちづくり課が中心となり、連携をとりながらずっと見守っていくという姿勢が大切ではないかと考えます。ハナノキやヒトツバタゴ等、保護策を考えるべきではありませんかというのが3つ目の質問であります。よろしくお願いいたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは町内の希少種保護策について、岡本議員の御質問にお答えいたします。

最初に天然記念物の指定について、その流れを説明させていただきます。

議員御指摘のとおり、土岐市では、細野のシデコブシ自生地、多治見市では、虎溪山シデコブシ群生地、瑞浪市では、南垣外のヒトツバタゴ自生地など、各市が天然記念物として指定しているところです。

一方、御嵩町では、御嵩町文化財保護に関する条例に基づき、教育委員会が町の区域内に存する有形文化財のうち、町にとって重要なものを所有者の申請に基づき、またはその同意を得て御嵩町指定有形文化財に指定しています。名勝地では鬼岩、植物では宿の小泉神社にあります大イチョウ樹が天然記念物として指定されております。それぞれ指定された分野は、鬼岩については観賞上価値の高いもの、植物については学術上価値の高いものとなっております。

質問の本題に戻り、環境面から見た希少種の保護対策について御説明申し上げます。

御嵩町では、平成14年御嵩町環境基本条例を制定し、その中で町の責務として、野生生物の種の保存や生物の多様性の確保を図ることを掲げており、さらに平成18年に制定された御嵩町希少野生生物保護条例では、希少野生生物の生息または生育の状況を常に把握するとともに、その状況に応じて積極的に希少野生生物の保護に関する施策を策定、これを実施するものとしております。

その一環として、御嵩町版レッドデータブックを作成し、希少動植物についてリストに掲載することで、保護の重要性について町民や町内事業者の理解と認識を高める施策を行っており、今回御質問のハナノキ、ヒトツバタゴについても、平成25年12月に発行した御嵩町版レッドデータブック2013に掲載しているところです。

環境基本条例は13年、希少野生生物保護条例は9年と、それぞれの条例が制定されてから年数が経過しており、その目的など環境面に対する職員個々の意識が薄れていると感じます。ここで改めてそれぞれの条例がなぜ制定されたのか、その背景、またその目的とするところは何

かなど、再度認識をする必要があり、全職員に徹底することとします。希少種の保護など、環境に優しい行政に努めていきます。生物環境アドバイザーとの連携を強化し、積極的にその意見を聞きながら、ハナノキ、ヒトツバタゴなど希少種の有効な保護策を検討してまいります。

最後に、条例の精神に立ち返り、環境モデル都市推進室を中心に、環境保護政策は各課共通の重要施策と再認識いたします。

以上で答弁を終わらせていただきます。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

大変いい御答弁、ありがとうございました。

まさに私が再度確認をしようと思ったことを言ってくださいまして、担当が変わろうとも、どの課もアドバイザー制度をきちっと環境基本条例の精神に立ち返り、しっかりと受け継がれていくよう取り組んでいくということですので、ありがたい御答弁だと思います。

1つ、ハナノキ、ヒトツバタゴなど、これから保護策を検討していくということですが、もちろん希少生物保護条例があるんですけれども、ヒトツバタゴなどはよその業者が来て取っていつてしまったりとか、それから周りの環境をちょっと整えてやらないと、幾ら自生をしてもよう大きくなならない、よう枝葉を張らないということがあるので、そして知らないうちに本数が減っていたという話も実は桶ヶ洞でも聞いていましたので、やはり保護策というのは、看板を立てるだけでも必要なことではないかなと思いますので、もちろん看板を立てるだけじゃだめなんですけど、そういうことで前向きに検討をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

それでは、最後の質問に入らせていただきます。ラムサール条約についてでございます。

環境モデル都市としては、先ほどから配慮に欠けるといったような御答弁がありましたとおり、現在では残念な湿地管理の状況であるわけですが、これを猛省し、好機として、美佐野湧水湿地を初めとする町内の主たる湿原・湿地のラムサール条約指定申請に向けての取り組みを提案したいと思います。

ラムサール条約は、国際的に貴重な湿地の保護を定めた条約です。環境省は先般、群馬県の芳ヶ平湿地群、それから茨城県の涸沼など、4つの湿地が登録されたと発表をしまして、これで全国で50カ所が登録をされたということです。

日本での登録条件としましては、国際的に貴重な湿地であること。2番目に国の法律、——これは自然公園法や鳥獣保護法などですが——により、将来にわたって自然環境の保全

が図られること。3つ目として、地元住民などから登録への賛意が得られることが登録条件であります。そして、何よりも地元自治体の保全管理が求められます。

ラムサール条約と言うと、まるで夢のような話に聞こえますけれども、御嵩町の湿地はその可能性があると聞いています。登録にはとても時間がかかります。早くて数年、長いところは10年以上もかけて、まちを挙げて取り組んでいるところもあります。まずはその前段階として、これらの町内の湿原・湿地を包括すべく、飛騨・木曾川国定公園の区域拡張、再編成を国に働きかけることを提案いたしますが、いかがでしょうか。町長の見解をお聞きしたいと思えます。

議長（加藤保郎君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

岡本隆子議員の御質問にお答えをいたします。

環境派ということで議員になってこられたわけですが、守備範囲が余りにも広がったので、久々の環境に関する質問かなということではありますが、みたけの森の湿地、私、中学校2年のときに覚えているんですけど、あそこのミズゴケを中学校2年生、1学年全員で行って全部取ってきたという記憶のある場所です。かなり傷めつけたと記憶がありますが、そのときの価値としては考えてもいなかったと。しかし、それで残っているということは、自然のたくましさもある意味あるのかなあということも、改めて今感じているところでもあります。大切にしてきたということと、逆に保護策がうまくいっているということとは若干違うなというのが、今回の指摘を改めて受け、感じているところでもあります。大切に大切にしてきたものがなぜ減っていくのかということも、やはりその中では考えていかなきゃいけないと。もっと大きな次元の展開を考えていかないと、湿原そのものの水道が変われば湿原ではなくなっていくということも、現状としては起きてくるであろうと感じております。

猛省という言葉が使われましたけれど、私としましては、猛省という言葉が使われることよりも、環境モデル都市とか、今回のみたけの森の湿原の木道について、ちょっと人ごとのような話になってきてしまっていること自体が、まだまだ環境認識という意識が低い町だなということを、常々言ってきたとおりのままだなという感想を持っております。非常に残念な思いがしております。これはトータルでということでもあります。

今回の木道について、確実に私が実践したであろう自分の立場でこの木道を考えたときに、当然予算上のチェックはしており、また事業として認めているわけではありますが、現場ということになってくると若干違ってきますので、私がもし現場にまでかかわった担当者、もしくは受注事業者にならんとした場合に、必ず3つのことは確認をしたと思えます。

これは高山議員も現場の経験がありますからよくわかると思いますけれど、現場の人間には現場の人間の配慮すべきところが、具体的に目に見えてくることは多くあります。そういう意味では、机の前に座っているだけではわからないことは必ず発生してくるのが現場というものです。したがって、現場に携わる者がどれだけ配慮しているかということについては、机上での仕事をしている者にはなかなか気がつかないということになるわけですので、それゆえに現場を預かる者は考えていかなければいけない、配慮しなければいけない、その中の3つ。

私がもし見積もりをする立場になったら、まず1点、機械を入れてもいいのかという質問はいたします。2点目が、コンクリートの使用はいいのかということは必ず確認をいたします。そして施工管理者という形で現場で仕事をするとなったら、当然その場でしか気がつかなかったのかもしれないだろうと思われるのは、コンクリート基礎の高さであります。これは丁張というものをかけるんですけど、この高さはGL（グラウンドライン）と一緒にいいんですかと、50ミリぐらい下げたほうがいいんじゃないんですかという、必ず提案は業者としてしたであろうと思います。

これは大変難しい話ではないんです。本当に大した配慮ではないと。それができないところが御嵩町の町民全体、行政マンも含めて、事業者も含めて、環境をテーマとしていらっしゃる方々の努力も含めて、残念ながら環境への認識が低いと言わざるを得ないということであります。

今回の事業で学習の場の提供、また学習の場の安全性の確保、多分担当者そのものが事故等を恐れたんだろうと思いますけれど、財源も含めて取りかかったというのが事実であります。これではやはり発想はよかったものの、合格点は与えられない。不合格であります。ただ、この不合格、マイナス点を殊さら強調して木道をやめますと言っては、最初の発想、安全性の確保や学習の場の提供という目的が達成されなくなりますので、その木道は続けていくべきと考えております。

これらを含めて、私自身は人の営みとは相入れないのが環境ということではなく、相入れるところを必死になって探す、それが環境派人間であると、私はそういう環境派の人間になりたいと考えております。

飛騨・木曾川国定公園の区域の拡張、またラムサール条約登録申請については、いずれも現段階ではその意思はありません。国定公園については、昭和39年に鬼岩公園が編入された経緯がありますので、不可能ではないとは考えます。しかし、これによって安心できることばかりではありません。例えば鬼岩公園の岩屋くぐりでは事故が連続して発生しました。しかし、安全対策はできずに、現在は立ち入りが禁じられている状態であります。国定公園とは、人為的にその形状を変えることを原則として認めないという暗黙のルールがあるがゆえに、安全対策

というのは、その形状を変えてしまうということにつながると解釈しているのだらうと思いますが、その人に対する安全対策がなされないということになります。

ただ、本当の熱意を持って経費負担も確保していけば可能であるかなとは思いますが、時間を要し、また経費負担を確保するというところまで、関係者の皆さんが熱意を持っておられないというのも現実だと思えます。

また、豪雨対策、豪雨災害などで鬼岩でも被害が発生しました。ちょうど遊歩道に大きな岩がずり落ちたことがありますけれど、これが道路を塞いでも撤去することができなかつた。物すごく時間がかかったということでもあります。しかも機械を入れて破碎してということをしななければならなかつたので、許可そのものが非常に難しいという状況にありました。そういう意味では、国定公園の範囲を広げるということは、いろんなハードルが物すごく多く用意されてしまうということにもつながるわけですので、地域住民にとっては、決してありがたい話とはならないだらうと感じております。

ラムサール条約についてであります。ラムサール条約については、つけ焼き刃で調べただけでありますので、より浅い答弁しかできないのかもしれませんが、定義は理解をしました。特に水鳥の生息として国際的に重要な湿地に関する条約であり、近年では、人工湿地、地下水系、浅海域の保全及び適正な利用という定義がされた上で、ラムサール条約、また登録という行為がなされているという状況であります。

御嵩町も、先ほども出ました前沢湿地について、その存在を医療系廃棄物処理業者、計画段階で存在を明らかにし、なおかつ懸念をお知らせしたという経緯がありますけれど、これらのことはどうしても後出しじゃんけんのような形で心が痛むんですよ。何かが起きそうだから、これを武器にということになると、かなり業者の立場からいけば納得がいかないという話になるでしょうから、そういう順序では、本来はやるべきではないなという気持ちを持っております。

先ほど岡本隆子議員が、ラムサール条約登録条件にあります地元住民などからの登録への賛意が得られること。これは若干岡本議員と私の解釈が違ってしまっていて、地元住民というのを、多分岡本議員は地元自治体というような表現が使われました。私自身は、地元住民というのは、そこを生活の基盤にしておられる方々、その周囲に住んでおられる方というのが地元であると思えますので、国定公園にしても、ラムサール条約登録についてもそうした地元の方の意見を聞かなければ、自治体としては、前向きには判断はできないということであると考えております。したがって、現段階でそうした意見調整も希望も何も聞いていないというのが現状でありますので、私自身がラムサール条約登録に動くということは、とりあえずはあり得ないということでもあります。

どこからお知りになったかどうかは知りませんが、既に地元の方々は、前回からいろいろ押山の開発については前向きでおられますので、いろんな議員がいろんな発言をされているということはチェックをしながら、町長がどのような答弁をするかということを目を注いでいるようでありまして。地元の方々から何らかの質問を受けたら、現段階での私の考え方はお伝えしていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。以上であります。

[10番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

10番 岡本隆子さん。

10番（岡本隆子君）

町長のラムサール条約に関する見解はよくわかりました。

先ほど、最初に町長が言われた中で、また木道の件に戻るんですけども、現場で仕事をす
る中で機械を入れていいのか、コンクリートの使用、それからコンクリートの基礎の高さとい
うことをおっしゃいましたけれども、本当にこれはもう今、大変なコンクリートが入っている
わけですけれども、私も調べましたところ、今あるコンクリート基礎は隠せばいいというもの
ではなくて、湿地は酸性です。そこへアルカリのコンクリートが入ると水質のアルカリ化が大
問題となっておりますし、それから粘土質土壌では六価クロムが発生するというところもあ
るので、本当にこの件については、これから気をつけて対応していただきたいと思いま
す。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開予定時刻は10時50分とします。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

議長（加藤保郎君）

休憩を解いて再開します。

引き続き一般質問を行います。

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので、質問します。

介護支援ボランティアについて、2点お伺いをします。

まず1点目に、平成27年度国の介護保険法が改正されました。その中でも地域包括ケアシ

テムの構築と費用負担の公平化が大きなトピックとされています。御嵩町でも平成27年3月の定例会において条例の改正を認めました。その中で地域包括ケアシステムについて、経過措置を2年とり、平成29年4月より実施することとしました。

現場が円滑に運用できるボランティア活用のシステムをつくり上げるには、2年という期間はとても短く、かなり急がねば間に合わないと考えます。条例改正から日にちはそんなにたつてはおりませんが、現在どのように進んでいるか、進捗状況をお尋ねします。

次に2点目ですが、東京都稲城市では、介護支援ボランティア制度を平成20年から実施し、ボランティア登録者数も平成23年5月現在で445人、介護予防効果としても、保険料抑制という観点から捉えると一定の減額効果があったと報告しています。この制度は65歳以上の方を対象としたもので、元気な高齢者が介護を必要とする他の高齢者の手助けをボランティアとしてするものです。

ボランティア登録をした後、ボランティア活動をし、その実績をポイントとしてためておく。たまったポイントは介護サービス料や介護保険料に充てることができます。活動内容は、レクリエーションなどの指導や参加者への支援、喫茶などの運営補助、お茶出し、配膳、下膳、また話し相手やごみ出しなど資格がなくてもできるもので、内容も多岐にわたっています。実際に活動した方からは、「張り合いが出てきた」「健康になったと思う」「喜んでもらえてうれしい」などの感想が寄せられ、自分の活動が他の高齢者の役に立っていると実感される方も多いとの報告もしています。

ボランティア活動をすることで、やりがい、生きがい等の喜びを持つことができたり、自身の介護予防にもつながる。獲得したポイントで介護サービス料や介護保険料の軽減もできる。また、高齢者が高齢者の手助けをすることで高齢者同士の輪が広がり、互助、共助へつながっていくなどのメリットも生まれてくると予想します。御嵩町でもこのようなポイント制を利用してはいかがでしょうか。幸い御嵩町にはふらっとハウス、憩いの家、あっと訪夢など高齢者の集う場所があります。

上之郷では、公民館の位置づけをコミュニティーセンターとすれば、活用の枠を広げることでも可能でしょう。この春からは幼児から高齢者までが一堂に会し、交流を図る施設として、伏見ににこにこ館がオープンしました。これらの施設の喫茶コーナーや行事のサポート、話し相手などに元気な高齢者の方にボランティアとして参加していただき、達成感やメリットを感じながら元気に活動をしていただけることこそ、要支援が本来目標とした介護の要らない人をつくるということではないでしょうか。町としては、支援事業にどのような構想を持ってみえるのかをお伺いします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

おはようございます。

初めての答弁です。一生懸命やらせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

安藤議員の質問にお答えいたします。

御質問は、介護支援ボランティアについて、2点であります。

まず1点目の質問、介護予防・日常生活支援総合事業への移行の進捗状況でございますが、前回の3月定例会において、高山議員からの介護保険制度の見直しについての一般質問があり、制度改正のポイントや被保険者数、介護認定者数などを説明させていただきました。その中で、移行のタイムスケジュールについて、準備期間中に実施する5点についても答弁させていただいております。その際、今後の事業の体制づくりとなる協議体の準備会議を立ち上げ、協議を進めていきたいと回答させていただいております。

現時点では、準備会議の立ち上げまでには至っておりませんが、先日、協議体の中心となる御嵩町地域包括支援センターと御嵩町社会福祉協議会とで、ボランティア団体の状況や、その受け入れ先となる社会福祉協議会のあり方などについて打ち合わせをさせていただいております。今後もゼロベースからのスタートではなく、既に実施している会議や団体等を地域資源として活用を図り、社会福祉協議会と引き続き打ち合わせを進めながら、協議体を早期に設置し、御嵩町の地域包括ケアシステムをどう構築していくのか、協議を進めていきたいと考えております。

また、その他の関係機関との協議についてですが、可児市と御嵩町共同で両市町のケアマネジャーやサービス事業の職員が一堂に会して行う、可児市・御嵩町多職種連携研修会を3回にわたって開催しております。さらに在宅医療と介護の連携については、可児市や可児医師会と協議を始めておまして、地域の医療、介護サービス資源の把握ということで、まずはマップ化、リスト化から進めてまいりたいと考えております。今後の事業進捗によっては、予算の補正をお願いすることもあるかと思っておりますので、御理解をよろしく願いいたします。

質問の2点目の、どのようなボランティアを想定しているのか、ボランティアポイントの活用についてですが、平成26年9月定例会の大沢まり子議員の一般質問で、高齢者のボランティアポイント制度の導入についての質問があり、今後、既に取り組んでいる市町村の事例も参考にしながら、現在実施しているみたけ健康館でのボランティアポイント制度も含める形で、御嵩町に合った高齢者ボランティア制度を研究していきたいと答弁させていただきました。

まず、御嵩町社会福祉協議会に登録している本町のボランティアの状況について御報告いたします。

登録団体は34団体で547名、個人登録者は40人、そのうち27名が60歳以上の方となっております。ボランティア登録の内容は、託児、高齢者、障害者、災害、演芸、送迎、食事サービスなど多岐にわたっており、平成26年度のボランティアセンターの事業実績は、託児で44件、送迎で109件、介護施設等で202件、その他で21件、合計376件となっております。

介護支援ボランティア制度は、ボランティア登録をしている高齢者がボランティア活動の登録施設、登録事業所等で行ったボランティア活動に対して、実績を勘案してポイントを付与し、その高齢者の申し出により当該ポイントを換金することで、実質的に介護保険料の支払いに充てることができる仕組みです。

安藤議員の御紹介のとおり、高齢者が介護支援ボランティア活動などを通して地域貢献することで積極的に奨励支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じて介護予防に資することを目的とし、その結果、生き生きとした地域社会となることが期待できます。

御嵩町では、現在実施中のみたけ健康館での筋トレフォローアップ教室での補助的な指導者を初め、伏見にこにこ館や、あっと訪夢などの高齢者いきがい活動支援施設でのサロン事業の運営補助や各種行事のお手伝い、話し相手などのボランティアが可能かなと考えます。

御質問の介護ボランティアポイントの活用については、国から示された介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインにも記載しており、東京都稲城市の事例も紹介されています。この稲城市が平成26年1月に実施した全国の市町村の介護支援ボランティア制度の実施アンケートの結果が公表されており、全国1,742市町村のうち、実施済み及び実施予定は268で、制度内容や活動対象も多種多様であるようです。岐阜県内では、実施済み及び実施予定が5つという状況でした。近隣では美濃加茂市が実施しており、先日視察を行い、現在御嵩町になじむものか、また実施可能なものか検討中であります。

今後も社会福祉協議会などと協議をし、御嵩町の地域特性を考慮しながら、ボランティア育成やポイント制度について引き続き研究してまいりますので、御指導をよろしく願いいたしまして、安藤議員の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

[3番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

3番 安藤雅子さん。

3番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

御嵩町に合うかどうかを考えて、御嵩町の形のことを考えていきたいという御答弁で、非常にありがたいと思っております。

65歳以上でも元気な人というのは非常に大勢いらっしゃいます。シルバー人材センターの組

織とか活動内容の拡大をぜひ図りながら、有効活用をしていただけるような方策も考えていただきたいと思いますし、あと同じサービスであれば、高齢者だけではなく障害者や子育て中の親など、サービスを必要とする人が、誰でもそういうサービスを受けられるような、課をまたいだ制度にするなど、先ほど一般質問で岡本さん、高山さんも言ってみましたが、担当課だけではなく課をまたいで広く考えるという、他町村がさすが御嵩町というような御嵩バージョンのボランティア制度に仕上がることを期待しています。

また、これは蛇足ですが、制度には、ぜひ楽しく活動に参加したくなるような魅力的なネーミングをお願いして私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、安藤雅子さんの一般質問を終わります。

続きまして、9番 大沢まり子さん。

質問は、一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

9番（大沢まり子君）

私も今期4年間、16回目の質問に立たせていただきます。ありがとうございます。

常にこの場をおかりしまして、町民の皆様の声を執行部に届けることができまして、幸いに思っております。

議長のお許しをいただきましたので、大きく分けて2点についてお尋ねをいたします。

1点目に、交通安全対策の1つとしまして、冬でも凍らないカーブミラーの設置についてをお伺いいたします。今、このような暑い季節にこのような質問で実感が湧かないかもしれせんけれども、よろしくお伺いいたします。

冷え込みの強い朝や、霜がおりた早朝、また日中気温が上がり、夜間の冷え込みが激しい日など、冬はカーブミラーが曇ったり凍結して白くなり、何も見えず危険な思いをすることがあります。外気との気温差がこのような状況を起こしております。ドライバーだけではなく、歩行者にも安全確認ができないことから、凍結しないカーブミラーの設置を提案いたします。

凍結予防のカーブミラーについては、以前テレビでも紹介されておりました。ローコストで仕組みもシンプルなものでありました。ミラーの裏側に水袋と薄い熱緩衝シートがあり、水袋にはごく普通の水が入っております。外気の温度変化が水袋の水により熱伝導率のよいステンレス製のミラーに伝わり結露しにくくなります。ステンレス製ミラーには温度の変化を早く伝える効果があるとのことで、全国の市町村で導入が進んでいるようであります。ここでお伺いいたします。

1点目に、町内のカーブミラーの設置状況はどうなっていますでしょうか。

また、2点目、カーブミラーの清掃や点検はどのような形で行われていますでしょうか。

3点目に、町内の山間部は特に冷え込むことが多くあります。凍結予防のカーブミラーの設置についての御見解をお伺いいたします。

また、参考までに、県内では池田町におきましては、蓄熱材方式のものを全町で導入をされております。また、揖斐川町におきましても一部導入をされており、北方町、土岐市におきましては、試験的に導入をしてみますということでございます。よろしくお願いたします。

議長（加藤保郎君）

総務部長 寺本公行君。

総務部長（寺本公行君）

それでは、冬でも凍らないカーブミラー設置と題した交通安全対策に関する大沢議員の御質問にお答えいたします。

カーブミラーは、カーブを描く道路や交差点において、建物などの存在により死角となる方向の道路の様子を手前から目視できるように設置される補助的な安全確認のためのミラーであります。道路反射鏡の鏡面材質はアクリル樹脂、ステンレス、化学強化ガラス、ポリカーボネートなどの種類があるとされております。

現在、御嵩町には930基のカーブミラーが設置されていますが、まだまだ設置要望も多く、各自治会からの設置要望書を毎年5月末までに取りまとめ、各地区の交通安全協会、地区役員及び支部長を経由して役場へ提出いただいております。これらの申請をもとに可児地区交通安全協会、警察署、役場担当職員で現地確認をするなど、設置の必要性を検討し、真に必要と認められた箇所に予算の範囲内でカーブミラーの設置を行っております。

設置されたカーブミラーの清掃、点検について答弁いたします。

交通安全協会の各支部では、実施事業の1つとして、交通事故防止施設の整備改善を掲げ、カーブミラーの破損確認、ミラーの角度点検、ミラーの清掃を実施していただいております。さらに自治会からの要望に基づきカーブミラーを設置したものであることから、また全町で930基と多数であることから、清掃管理は地域の方々でも行っていただくようお願いするものであります。定期点検は実施しておりませんが、自治会から修繕依頼があった場合、現地確認をした上で修繕を行っております。毎年多くの修繕依頼があり、予算等を考慮しながらその対応に当たっております。

凍結予防のカーブミラー設置について執行部の見解でございますが、結論から申せば、更新も含め、新規設置分については、導入を視野に積極的に検討していきたいと考えます。

既に平成25年度自治会からの要望に基づき、通常のカーブミラーと比較して割高ではありましたが、曇りが少ないステンレス製カーブミラーを3基設置した経緯がございます。また、曇りにくいミラーや凍結予防のカーブミラーについては、大沢議員より提案のミラーも含め、い

ろいろなタイプのもがあります。例えば蓄熱材方式は、重量があるためクレーンでつる作業も必要になります。初期費用はもちろんですが、設置後のメンテナンスも含め、より費用対効果が高く、いいものを、近隣市町の導入状況、自治会要望も考慮しながら、曇りにくいカーブミラーを設置していきたいと考えております。

大沢議員16回目の質問ということでございますが、以上、前向きな回答をさせていただきますので、御理解をお願いし、私の答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9 番 大沢まり子さん。

9 番（大沢まり子君）

前向きな御答弁、大変ありがとうございます。これで1つ、交通安全対策も一歩前に進めばと思っておりますので、ありがとうございます。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

昨今、問題となっております子供の貧困についてをお伺いいたします。

子供の貧困率は、OECDの示している基準に基づき、各国で把握をされ、国際比較をされております。最新の厚生労働省のデータでは、貧困状態にある子供の割合は16.3%で過去最高となっております。18歳未満の6人に1人が貧困状態にあるということでもあります。この貧困状態というのは、平均的な世帯所得の半分以下の方の状態を言われます。人数にして300万人を超えるというような状況であるということでもあります。

貧困な状態に置かれた子供がふえることは、社会の健全な発展についていい状態とは言えません。日本は少子化が進む高齢社会で、将来の日本を支える子供の数が減っているのは周知の事実であります。ただでさえ少ない子供の中で、頑張れる子供が減ってしまうのは、将来の日本を考えると深刻な問題であります。社会全体で取り組むべき重要な課題なのであります。

また、貧困には負の連鎖がつきまといまいます。経済的な理由で進学を断念せざるを得ない子供は、成人しても安定した収入を得られる職につきづらく、親と同じように貧困にあえぐケースが多いと言われております。環境で将来が左右されるようなことは、本来あってはならないことであります。しかも不十分な食生活の影響で栄養が偏りがちで健康面も心配をされます。

子供の貧困の解決には、税制を初めさまざまな政策が必要となってまいります。そのため福祉や教育、保険など、多くの分野で横断的な政策を打ち出せる自治体の役割は大きいものがあります。

東京都の足立区では、本年度を子供の貧困対策元年と位置づけ、専門の部署を設けて出産前から就労までのライフステージごとに細かな対策を打ち出しました。

例えば授業内容の理解度が不十分な小学生に個別の学習指導を行う育ち指導員を各小学校に配置。また、区立の中学校においては、生活面から生徒を支援し、適切な学習環境の構築を手助けする生活指導員を置き、基礎学力の定着を目指しております。足立区では有識者を交えた検討会議を設け、2016年度以降についても対策を議論していく方針であるということでございます。子供たちへの支援は次の時代を担う大人を育てることでもあります。子供たちが将来に希望を持てるよう、手厚い政策を着実に進めていかなければならないと考えます。

また、昨年施行されました子どもの貧困対策推進法に基づき、県は順次貧困対策の計画づくりを進めていくようであります。そこでお伺いいたします。

1つ目に、町内での実態の把握は必要不可欠となっておりますが、現状はどのようになっていますでしょうか。

2つ目に、支援策についてはどのように考えてみえますでしょうか、御見解をお伺いいたします。

議長（加藤保郎君）

民生部長 山田徹君。

民生部長（山田 徹君）

それでは、大沢議員の御質問にお答えいたします。

まず貧困という概念には2つの定義があります。1つは絶対的貧困、これは生命を維持するために最低限必要な衣食住が満ち足りていない状態のことです。もう1つは相対的貧困で、ここで扱う貧困は相対的貧困を指します。

これは普通とされる生活を享受できない状態のことを意味し、国や地域、時代等によって変化するものとされ、OECDの基準によりますと、日本での相対的貧困状態と言われる所得レベルは、4人世帯の可処分所得が244万円未満くらいだと言われております。

子供の貧困率は平均的な所得の半分を下回る世帯にいる18歳未満の子供の割合であり、厚生労働省が3年ごとに実施する国民生活基礎調査では、議員御指摘のとおり、平成24年度時点で16.3%、前回に比べて0.6ポイントふえております。さらにひとり親家庭の貧困率は54.6%で、世界的にも高い標準となっております。

また、ひとり親世帯の急増や高校中退などから、将来的に安定的職業につくことが困難となり、やがては世代を超えた貧困の連鎖を招くことにもつながるとの分析もされております。

それでは、御質問の第1点目、御嵩町内の現状についてお答えいたします。

現時点で所得数値データに基づいた実態把握はできておりません。前述しました所得基準は統計数値であり、町内の現状の把握には家族人数や居住状況など、各家庭が抱える世帯事情との突合は個別判断となるため、税情報を利用した分析は困難であります。しかし、福祉や教育

の各種分野での支援の実績が実態の把握につながるものと思われま。ここでは、子供関連サービスに係る低所得者等対策の実態について御紹介させていただきます。

初めに、生活保護法による保護受給者人数であります。5月1日現在で31人、うち18歳未満の子供は1人です。また、本年の4月から施行されました生活困窮者自立支援法による町内での調整会議による自立支援プランの協議件数は2件ですが、そのうち18歳未満の子供さんが含まれる案件はありませんでした。

次に、ひとり親世帯の状況です。

町が現在実施しております遺児手当の平成26年度末での受給世帯数は215世帯、対象となる遺児、子供の人数は326人となっております。この数値は世帯数では町全体の3%ですが、子供の人数では約1割がひとり親家庭であるという状況を示しており、またその数も年々増加傾向にあります。

また、これも町が実施している施策であります。母子世帯の上水道料金助成事業における平成26年度対象世帯は35世帯です。また、保育料の設定については、所得に応じた段階区分での料金設定をしており、例えば一例を挙げますと、平成27年度における3歳以上の保育標準時間の月額料金は、市町村民税非課税世帯では5,500円、市町村税が39万7,000円以上の世帯では3万円であり、低所得者に配慮した設定を行っております。さらに経済的な理由で就学困難と認められます児童・生徒の保護者に対する就学援助費制度の認定データを教育委員会からいただいておりますので、これも御紹介させていただきます。

平成26年度実績でございますが、世帯数で82世帯、認定者数124人となっております。町内児童・生徒の8.4%が該当、ここ四、五年の間に倍増しておるという状況となっております。

続きまして、御質問の第2点目、支援策についての考えでございます。

議員の御指摘の中にごございました子どもの貧困対策推進法に基づいて、都道府県に策定が義務づけられました貧困対策計画について、岐阜県では、平成27年3月に策定した第3次岐阜県少子化対策基本計画の中に盛り込んでおります。

その内容としまして、1番目に高等学校等の就学支援制度や貸与型、あるいは給付型の奨学金制度の実施など、就学や学資、学習に係る教育の支援、2番目に養育支援を必要とする子供や家庭に対する相談、助言や母子家庭の自立に向けた生活の支援、3番目に職業訓練、就職あっせん等の保護者に対する就労の支援、そして4番目に児童扶養手当の支給や就学資金の貸し付けを推進する経済的支援が掲げてあります。

また、生活保護に至る前の生活困窮者自立支援法においては、任意事業として第6条に学習支援があり、生活困窮家庭の子供に対する学習支援や保護者への進学助言により、いわゆる貧困の連鎖の防止を図る方策が講じられております。岐阜県では、当面、自立相談支援事業、住

居確保給付事業の2つの必須事業が進められています、今後の動向、需要により学習支援事業の実施についても県へ働きかけていきたいと考えます。

一方で、第1の相談窓口となります町としましては、新規の支援事業を実施、スタートさせる予定はございませんが、さきに御紹介させていただいた各分野での支援策に基づく子供やその世帯に関するデータについて、福祉や教育、税、保険、水道、住宅など、関係する担当部署での情報共有を図り、個々の状況に応じた多種多様な対策を県が主体となる事業と併合させながら包括的に展開してまいりたいと思います。

今後、県と町の縦と、町内での横の連携強化を図りながら各種支援策を効果的に推進してまいりたいと思いますので、議員の御助言、御協力をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

[9番議員挙手]

議長（加藤保郎君）

9番 大沢まり子さん。

9番（大沢まり子君）

非常に明快な御答弁、ありがとうございます。

子供たちのことでありますので、現場での子供たちの状況を見ながら、こちらのほうからお声がけをしていただいたりということも大切かと思っておりますので、よろしく願いいたします。いろいろな施策を考えていただいているということでもありますので、また県と協力しながら町のほうもやっていただきたいと思います。

また、次の機会がございましたら、教育長にもお尋ねをしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

議長（加藤保郎君）

これで、大沢まり子さんの一般質問を終わります。

以上で、通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（加藤保郎君）

本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、6月5日の午前9時より開会しますので、よろしく願いします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午前11時25分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員